

(卒業要件)

**第 25 条** 本学の卒業の要件は、所定の年限を在学し、所属学部ごとに定めた単位を修得することとする。

2 第 3 学年次終了時又は第 4 学年次 9 月期卒業判定時までに卒業に必要な単位を修得し、東北学院大学早期卒業に関する規程に基づいて特に優秀な成績を修めたと認定された者については、第 3 学年次終了時又は第 4 学年次 9 月期に卒業を認めることができる。

3 第 1 項に定める各学部の最低必要単位数は、次に定めるとおりとする。

- (1) 文学部 124 単位
- (2) 経済学部 124 単位
- (3) 経営学部 124 単位
- (4) 法学部 124 単位
- (5) 工学部 124 単位
- (6) 地域総合学部 124 単位
- (7) 情報学部 124 単位
- (8) 人間科学部 124 単位
- (9) 国際学部 124 単位

4 卒業の期日は、毎年 3 月 31 日又は 9 月 30 日とする。

5 第 1 項及び第 3 項に定める卒業要件を満たした者の 9 月期卒業については、別に定める。